



横浜事務所 〒221-0056
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052
東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズ フロントタワー RoP701 号室
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

出国税の創設！？

オーナー会社の株主が海外を使った節税方法で有名な手法は、香港などキャピタルゲイン課税がない国に移住し、その移住中に株式を譲渡するという方法です。この場合、日本でも海外でも課税されないのですが、今後はこの手法が使えなくなりそうです。

新聞報道によりますと、政府は、1 億円を超える資産を持つ富裕層が海外に移住する場合、出国時に株式などの含み益に課税することを検討しているようです。

そもそも、何故課税されないのでしょうか。国際課税のルールでは、株式等の売却益は、その株式等を持っていた者が居住している国に課税権があるとされています。そのため、香港やシンガポールなど譲渡益に課税する制度がない国で株式を売却した場合は、日本で譲渡した場合に課税される譲渡所得税 20.315%が課税されないこととなります。もちろん、国内法や租税条約で一定の歯止めがあり、一定の株主比率を保有している株主等については、日本に課税権があります。ただ、香港は、租税条約においても一定の株式は日本に課税権がなく歯止めが効かない現実もあります。

外務省の統計によりますと、平成 25 年中にシンガポールや香港など非課税国への邦人等の永住者数は、平成 8 年と比べて、2~3 倍と増加傾向にあります。これらの国への永住者が全て税目的で移住したとは思えませんが、重税日本から脱出する目的で移住した方がいることは事実だと思います。

出国税の具体的な課税方法や時期はこれからですが、ドイツやフランス、カナダでは、国外に移住する者に対して出国時に課税する制度があり、これらの国々の課税制度を参考にすると考えられています。どのような制度になるか注視していく必要があります。

日本と違った変わった制度があります！（マレーシア）

（その 1）

例えば ETC カード。日本で ETC カードを保有するためにはまずクレジット会社においてクレジットカードを発行してもらった必要がありますが、そもそも日本国内に住所のない人はクレジットカードを発行することができないため ETC カード自体を保有することができません。ところが、マレーシアでは ETC カードに相当するカードであるタッチ・アンド・ゴーは、プリペイドで、いつでも誰でも購入できます。というよりシンガポールからマレーシアのジョホールに車で入国する際このカードを持っていないと、最初の料金所で半強制的に買われます。ところがこのカードは高速料金の支払のみならず公共交通機関、駐車場でも使え、日本でいう SUICA/PASMO がくっ付いたようなものなのでとても便利です。

（その 2）

マレーシアの人達は実に「おまけ」が大好きだそうです。スーパーの食料品売り場など、2、3 個バンドで包んで「おまけ」がくっ付いています。「おまけ」に釣られてかどうかは分かりませんが、国全体の消費が旺盛なのは事実です。「おまけ」は税の世界にも浸透しており、原則半年毎の固定資産税を 1 年分一括納付すると「おまけ」が貰えます。去年は傘一本であったとか。ただし、現在発表されている GST 素案では、かかる「おまけ」や「おみやげ」などの贈答品に対する規制があり、一人に対して年間 RM500 を超えると無償でも課税取引となるそうです。